

# 調査の概要

## 1. 調査の目的

この調査は、酒類卸売業者の企業実態を把握して、国税庁における酒類行政上の資料とすることを目的とする。

## 2. 調査対象者

### (1) 調査対象者

平成17年4月1日現在において、全酒類卸売業又はビール卸売業の酒類販売業免許を有し、かつ、卸売酒販組合の組合員となっている者（平成11年3月31日現在でビール卸売酒販組合の組合員であった者を含む。）。

（注）次のいずれかに該当する者は、調査対象者から除かれる。

- ・ 酒類卸売業による売上高のない者
- ・ 休業等の事情により調査対象期間中の酒類卸売営業期間が1か年に満たない者
- ・ 自製酒又は薬用酒のみの酒類卸売業者

### (2) 調査対象企業数

イ 調査対象企業数	914者
ロ 回収企業数	832者（回収率 91.0%）

## 3. 調査対象期間

(1) 個人 平成16年分

(2) 法人 平成17年4月1日直前終了事業年度分（1事業年度が6か月の場合は2事業年度分とする。）

## 4. 集計区分

### (1) 大企業・中小企業区分

中小企業基本法で定める卸売業区分により下表のとおり区分した。

区分	会 社	個 人
大 企 業	期末における資本金 [321] が1億円を超え、かつ、従業員数 [119] が100人を超える会社	期末現在における従業員数 [119] が100人を超える個人企業
中 小 企 業	期末における資本金 [321] が1億円以下、又は、従業員数 [119] が100人以下の会社	期末現在における従業員数 [119] が100人以下の個人企業
協 同 組 合	中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合	

※ [ ] 内の数字は調査表の調査項目番号を指す。以下同じ。

(2) 全酒類卸売業者・ビール卸売業者区分

イ 全酒類卸売業者

平成 17 年 4 月 1 日現在において、全酒類卸売業免許を有し、かつ、卸売酒販組合の組合員となっている者

ロ ビール卸売業者

平成 17 年 4 月 1 日現在において、ビール卸売業の酒類卸売業免許を有し、かつ、卸売酒販組合の組合員となっている者（平成 11 年 3 月 31 日現在においてビール卸売酒販組合の組合員であった者を含む。）でイに該当しない者

(3) 都道府県・国税局区分

各企業の本店所在地（個人については住所地）により区分した。

(4) 年度区分

イ 平成 16 年度 「3. 調査対象期間」に応じた各企業の事業年度を指す。

ロ 平成 15 年度以前 イに準じた各年度における各企業の事業年度を指す。

## 5. 本資料活用上の留意事項

(1) 集計除外項目

調査対象企業から回収した調査内容を検討して、回答内容に不備が認められた項目や計数が異常であると認められた項目等を、項目別に集計の対象から除外したため、項目によっては、合計事業者数と回収企業数が一致しない場合がある。

(2) 大企業等区分の変更

平成 11 年 12 月の中小企業基本法の改正により中小企業の範囲が改正されたことに伴い、大企業及び中小企業の区分を変更した。

（参考）卸売業に係る大企業・中小企業の区分（平成 12 年度酒類卸売業者の概況から）

	変更前	変更後
大企業	資本金 3,000 万円超 かつ 従業員数 100 人超	資本金 1 億円超 かつ 従業員数 100 人超
中小企業	資本金 3,000 万円以下 又は 従業員数 100 人以下	資本金 1 億円以下 又は 従業員数 100 人以下

(3) 受取りペート [436・437] 及び支払リペート [442・443] は、営業外収益費用に計上している。

(4) 表中の「×」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものである。

(5) 「酒類卸売業の経営実態調査の解説」は財団法人流通経済研究所に分析等を委託したものである。